

令和8年度 県土整備部公共事業評価会議(秋)再評価結果一覧表

番号	事業名	路線(川)工区名	所在地			計画変更							変更内容・理由	変更内容のその理由			所管課の方針	主要目標	評価結果	
			市・郡	町・村	大字	事業内容	事業期間		全体事業費 (百万円)	B／C	評価 時期	計画 進捗率								
						上段:当初計画														
						中段:現計画						現計画								
						下段:今回見直し予定						変更								
1	道路事業 [国道橋りょう改築事業(国補)]	国道411号 ((仮)和戸アクセス)	甲府市	和戸町	道路改良 L=500m W=13.0(22.0)m	H26	～	R4	1,300	3.5	H25		総事業費が20億円以上の事業にあっては1割以上、計画期間延長のある事業 /用地取得に遅れが生じたことにより、工期を2年間延長 /労務単価、資材コスト上昇による事業費の増	事業期間延長	—	用地取得に遅れが生じたことにより、工期を2年間延長する。	本区間の整備は、甲府市中心部と防災上重要な高規格幹線道路の新山梨環状道路北部区間へのアクセス道路として重要な役割を果たすものである。 また、国道140号など周辺道路の渋滞解消が期待できることなどから、事業を継続する。 計画的な用地取得を進め、変更計画に基づき令和12年度の完了を目指す。	生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	計画内容及び工期の変更を行った上で継続	
					道路改良 L=530m W=13.0(22.0)m	H26	～	R10	2,200	2.7	R3	99.3%								
					道路改良 L=530m W=13.0(22.0)m	H26	～	R12	2,500	1.8	R8	87.4%								
2	道路事業 [緊急道路整備改築事業(県単)]	(一)朝日小沢猿橋線 (小倉工区)	大月市	猿橋町 猿橋	道路改良 L=140m W=4.0(5.0)m	R1	～	R4	95	—	R1		総事業費が20億円未満の事業にあっては3割以上、総事業費に増減がある事業、計画期間延長のある事業 /用地取得に遅れが生じたこと及び沿線の支障物の移設が遅れたことにより、工期を2年間延長 /現地調査をしたところ急峻な地形である条件に適する工法を選定した結果、事業費を増額	事業期間延長	—	用地取得及び支障物移設に遅れが生じたことにより、工期を2年間延長する。	当路線は、地域の重要な生活道路であるうえ、路線バスのルートとしても利用されており、地域の重要な路線である。今後も継続的に事業を推進し、変更計画に基づき令和10年度の完成を目指す。	市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	計画内容及び工期の変更を行った上で継続	
					道路改良 L=140m W=4.0(5.0)m	R1	～	R8	120	—	—	176.7%								
					道路改良 L=140m W=4.0(6.0)m	R1	～	R10	400	1.0	R8	70.7%								
3	道路事業 [緊急道路整備改築事業(国補)]	(一)金山大月線 (浅利工区)	大月市	賑岡町 浅利	道路改良 L=120m W=4.0(5.0)m	R6	～	R10	90	—	R5		総事業費が20億円未満の事業にあっては3割以上、総事業費に増減がある事業 /地質調査結果より基礎工を要することとなったため事業費を増額	本工事費	210	労務費・建設資材費の高騰により増額した。地質調査結果より、基礎工を増額する。	当路線は、地域の重要な生活道路であるうえ、路線バスのルートとしても利用されており、地域の重要な路線である。今後も継続的に事業を推進し、変更計画に基づき令和10年度の完成を目指す。	市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	計画内容及び工期の変更を行った上で継続	
					道路改良 L=120m W=4.0(5.0)m	R6	～	R10	90	—	—	32.2%								
					道路改良 L=120m W=4.0(6.0)m	R6	～	R10	300	1.1	R8	10.4%								
4	治水事業 [障害防止対策河川事業(国補)]	桂川(境工区)	都留市	境	河川改修 L=260m	H30	～	R9	650	2.1	H29	89.2%	総事業費が20億円未満の事業にあっては3割以上、総事業費に増減のある事業、計画期間延長のある事業 /地元との調整により工事施工時期を限定して実施する必要があるが生じ、施工進捗が遅れたことにより、事業期間を5年間延長	事業期間延長	—	地元との調整により工事施工時期を限定して実施する必要があるが生じ、施工進捗が遅れたことにより、事業期間を5年間延長する。	本河川は断面が狭小で流下能力が不足しており、地域住民の安全確保が課題となっている。 地元からも早期整備の強い要望があることから、事業期間の延長を行い、令和14年度の事業完了を目指し、引き続き計画的に事業を推進する。	洪水被害の防止	計画内容及び工期の変更を行った上で継続	
					河川改修 L=260m	H30	～	R14	650	1.3	R8	44.6%								
5	治水事業 [広域連携河川改修事業(国補)]	新名庄川	南都留郡	忍野村	忍草	河川改修 L=600m 橋梁 N=3橋	H29	～	R8	770	8.7	H29	100.0%	総事業費が20億円未満の事業にあっては3割以上、総事業費に増減のある事業、計画期間延長のある事業 /用地交渉の難航・遅延が生じたことにより、工期を3年間延長	事業期間延長	—	用地交渉の難航・遅延が生じたことにより、工期を3年間延長する。	当該箇所には世界文化遺産の構成資産である忍野八海があるほか住宅地も隣接し、洪水により被災した場合には住民生活に多大な影響を与えることから、治水安全度の向上は不可欠である。事業期間の延長を行い、令和11年度の事業完了を目指し、引き続き計画的に事業を推進する。	洪水被害の防止	計画内容及び工期の変更を行った上で継続
						河川改修 L=600m 橋梁 N=3橋	H29	～	R11	770	10.1	R8	46.8%							